

表3-4-2-11 排水基準を定める省令(有害物質)

【環境対策課】

一律排水基準		許容限度	地下浸透基準
種類又は項目			
カドミウム及びその化合物		0.1	0.001
シアン化合物		1	0.1
有機りん化合物		1	0.1
鉛及びその化合物		0.1	0.005
六価クロム化合物		0.5	0.04
砒素及びその化合物		0.1	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.0005
アルキル水銀化合物		検出されないこと	0.0005
PCB		0.003	0.0005
トリクロロエチレン		0.3	0.002
テトラクロロエチレン		0.1	0.0005
ジクロロメタン		0.2	0.002
四塩化炭素		0.02	0.0002
1,2-ジクロロエタン		0.04	0.0004
1,1-ジクロロエチレン		1	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	0.004
1,1,1-トリクロロエタン		3	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.0006
1,3-ジクロロプロペン		0.02	0.0002
チウラム		0.06	0.0006
シマジン		0.03	0.0003
チオベンカルブ		0.2	0.002
ベンゼン		0.1	0.001
セレン及びその化合物		0.1	0.002
ほう素及びその化合物	海域	230	
	その他	10	
ふっ素及びその化合物	海域	15	
	その他	8	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		100	アンモニア性窒素:0.7 亜硝酸性窒素:0.2 硝酸性窒素:0.2

備考1 単位は全てmg/Lである

2 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外

3 地下浸透基準は、法施行規則第6条の2に定める「地下浸透水が有害物質を含むもの」としての要件

